

兵庫県公報

平成23年8月2日 火曜日 第2308号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成23年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○平成23年度採石業務管理者試験の実施（工業振興課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	4
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○保安林の指定施業要件の変更予定（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	6
○同 上（同）	7
○都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	8
○道路の位置指定（建築指導課）	8
公 告	
○私立各種学校の廃止認可（教育課）	8

告 示

兵庫県告示第825号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成23年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり定める。

平成23年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 募集期間

男子 平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）まで

女子 平成23年8月1日（月）から同年9月9日（金）まで

2 試験期日等

区分	試験期日	試験会場	合格発表	採用時期
男子	平成23年8月27日（土）から同月29日（月）のいずれか1日を指定	受付時に告知	試験時に告知	採用予定通知書により告知
	平成23年9月19日（月）から同月21日（水）又は平成23年9月26日（月）から同月28日（水）のいずれか1日を指定			
女子	平成23年9月25日（日）、同月26日（火）のいずれか1日を指定	同 上	平成23年11月10日（木）	平成24年3月又は同年4月

3 問い合わせ先（志願手続を行う場所等）

名称	場所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラスト・ビル2F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19番3号 (三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (コーワビル2F)	(072) 770-7800
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (光貿易ビル1F)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8番35号	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第826号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、平成23年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成23年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

平成23年10月14日（金）午前10時から正午まで

2 試験場所

神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 3階会議室 304

3 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000002.html）、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局砂防課、各県民局商工労政担当課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚

縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に80円切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 受付期間

平成23年9月1日(木)から同月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成23年9月22日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係

(4) 手数料

8,000円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成23年10月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。

6 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課産地振興係

電話 (078) 341-7711 内線 3581

(078) 362-3331 (直通)



兵庫県告示第827号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年8月2日

兵庫県知事 井戸敏三

八幡土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	福永利一	姫路市船津町2512番地
同	小田徹展	同 市船津町2500番地1
同	青田寛	同 市船津町2585番地
同	福永敏喜	同 市船津町2573番地
同	福永光利	同 市船津町2533番地
同	福永智彦	同 市船津町2100番地2
同	平石満幸	同 市船津町2271番地4
監事	福永和夫	同 市船津町2176番地
同	福永勇美	同 市船津町2485番地
同	福永仁一	同 市船津町2542番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	苗村重範	姫路市船津町5314番地4
同	福永利一	同 市船津町2512番地
同	福永勇美	同 市船津町2485番地
同	福永仁一	同 市船津町2542番地
同	福永泰正	同 市船津町5311番地9
同	福永和	同 市船津町2491番地
同	小田徹展	同 市船津町2500番地1
監事	福永哲典	同 市船津町2282番地2
同	福永正輝	同 市船津町2506番地
同	平石満幸	同 市船津町2271番地4



兵庫県告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成23年7月20日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	谷内地区	平成23年8月2日から 同 月22日まで	姫路市役所



兵庫県告示第829号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市北区山田町下谷上字中一里山3の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民局神戸農林水産振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第830号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字ミノリ126の1、126の6
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字瓜原941の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字瓜原941の1（次の図に示す部分に限る。）、941の2、941の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第833号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字野間543の11、543の12から543の14まで・552（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、543の16
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第834号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字泥池935の3（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第835号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字大平井942の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第836号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区和池字西山635の1、635の2（次の図に示す部分に限る。）、635の3、635の44、635の46、635の49、635の51

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第837号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
尼 崎 市	阪神間都市計画防災街区整備地区計画	今福・杭瀬寺島地区防災街区整備地区計画
同 市	同 上	潮江地区防災街区整備地区計画
同 市	同 上	浜地区防災街区整備地区計画
芦 屋 市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	船戸町地区地区計画
同 市	同 上	三条南町地区地区計画



兵庫県告示第838号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
尼 崎 市	阪神間都市計画下水道	尼崎市公共下水道



兵庫県告示第839号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H22中播位置 0001号	23. 7. 20	神崎郡福崎町西田原字下大明寺1054番4、 1055番4	5.00	41.61

公 告

私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条で準用する同法第4条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成23年7月15日に認可した。

平成23年 8 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
神戸デザイナー学院	神戸市中央区三宮町1丁目10番1号	安達 建吾	平成23年7月15日
しらさぎ音楽学院	姫路市北平野南の町15番1号	井上 久榮	同
明石編物技芸女学院	明石市本町2丁目4番12号	赤松 かつ子	同